

「広報ひらかた」への有料広告掲載の取扱いに関する基準

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、枚方市有料広告の取扱いに関する要綱（平成 16 年 6 月 30 日制定）（以下「要綱」という。）に基づき、枚方市（以下「市」という。）が発行する「広報ひらかた」（以下「広報」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(掲載の申込み方法)

第 2 条 広告の募集、受付け及び掲載については、市が指定する広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）が取扱うものとする。ただし、広告の募集等を広告代理店が取り扱うことができない特別な事情があると市が認めるときは、別に定めるところにより市が直接行うものとする。

(掲載料金等)

第 3 条 広告代理店が市に支払う広告の掲載料金並びにそれに要する費用は、市と広告代理店とで別に契約する金額とする。

- 2 広告の掲載料金並びにそれに要する費用の支払時期は、市と広告代理店とで別に契約する時期とする。
- 3 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は前条の規定に基づき広告を掲載するときは、広告主と広告代理店とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、広告代理店に支払わなければならない。ただし、事情があつて、市が広告代理店との契約を年度途中で解約した場合は、広告代理店との契約内容を基本として、市と広告主の間で広告掲載について協議する。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、前条の規定により市が直接広告の募集等を行う場合における広告の掲載料金等については、別に定める。

(契約できる広報)

第 4 条 広告を掲載できる広報は毎月発行する定期発行号とする。

(掲載の基準)

第 5 条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの。
- (2) 風紀上好ましくない表現があるもの。
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの。

- (4) ねずみ講商法に類するものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの。
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの。
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたもの。
- (7) 枚方市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの。
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれのあるもの。
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの。
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの。
- (11) 法令等で認められていない業種・商法・商品を扱うもの。
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの。
- (13) 国家資格等に基づかない者が行う療法等を扱うもの。
- (14) 国内世論が大きく分かれているもの。
- (15) 射幸心を著しくあおる表現のあるもの。
- (16) 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの。
- (17) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (18) 根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの。
- (19) 広告の内容が明確でない、又は責任の所在が明確でないもの。
- (20) その他「広報ひらかた」に掲載することが不相当と判断できるもの。

(広告主の基準)

第6条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する者は広告を掲載することができない。

- (1) 枚方市が発注する契約の指名競争入札の参加者の指名を停止されている者。
- (2) 枚方市建設工事暴力団対策措置要綱に基づき、除外されている者。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者(ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く)。
- (4) 商法に基づき会社の整理の開始を命ぜられている者(ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く)。
- (5) その他法令に違反して営業を行っている者。
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者。
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設。
- (8) 興信所・探偵事務所等。
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種。
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの。

(広告の位置及び大きさ)

第7条 広告を掲載する位置は「市からのお知らせページ」中の4段組の最下段を使用し、大きさは1

段の2分の1を一枠とする。

(広告代理店の責務)

第8条 本基準第2条により広告の募集、受付け及び掲載を広告代理店が行う場合、広報に掲載した広告に関する一切の責任は、広告代理店が負うものし、広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告代理店がその損害を賠償しなければならない。

(掲載の優先順位)

第9条 広報に掲載する広告の優先順位は次の通りとする。

順位	広告主の種類	広告内容
1	国、地方公共団体、公社、公団または独立行政法人	業務全般(利用者サービスを目的としたもの)
2	公益法人その他公共的団体	〃
3	本市内に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃
5	本市内に事務所又は事業所を有する法人	その他利用案内等
6	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃
7	本市外に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
8	本市外に事務所又は事業所を有する個人	〃
9	本市外に事務所又は事業所を有する法人	その他利用案内等
10	本市外に事務所又は事業所を有する個人	〃